

浜松市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

浜松市人事委員会委員長 村越 啓悦

浜松市人事委員会規則第4号

浜松市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

浜松市管理職員等の範囲を定める規則（平成19年浜松市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長	(略)	市長	(略)
事務局	保健所 (略) 課長 <u>担当課長</u> 課長補佐	事務局	保健所 (略) 課長 課長補佐
	(略)		(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、令和8年度組織改正等に伴う所要の整備を行うものです。